

都市道路の改良に就て(一)

幹事 土木事務官 田中 好

近時人口の都市集中が著しくなつた爲に、各種の車輛は日一日と増加し、主要なる道路は、殆んど其の餘地なきまでに利用せらるゝ現況であつて、高速度車輛の利用者は、その車輛の有する特質を發揮することに焦慮するも、夫れが出来ないのみならず、一般交通上に於ける危険は、日を逐ふて増加するの趨勢を示して來たが、是等の缺陷を除却する手段としては、時代の要求に適應した道路を新設するか、又は既存の道路を改築するかに在るのであるが、是等の方法を實行するには多額の經費を要し、地方財政の窮乏して居る今日に於て、その多くを望むことが出来ない、又獨り經費の點のみではなく、工事の施行に多數の日子を要することであるから、焦眉の急を要する現代に於ける交通緩和の救済策としては、

當を得たものではない。併しながら此の現状を捨てて顧みないのならば、それまでであるが、爲政者は袖手傍觀することを許さない問題であつて、何とかして之を救済しなければならぬ、此が爲には現在道路に最小限度の施設を加へて之を改良し、道路を特別に使用する占用の方法と手段とに制限を加ふると同時に道路に於ける一般の使用を規律することが、多大の經費を要せず、容易に出来る方法である、此を研究し一日も早く實施するのが、交通緩和の應急策である、此點に着眼した内務省では客歲末に東京市道路交通調査會を開き、次いで六大都市道路協議會を開いたのであるが、是等は時代の要求に應じた會合であつて、吾人は一日も早く同會議が具體的の實施方針を發表することを待つのである、茲に同會

議に於て、論議せられた問題の主要なるものと此に對する會議の内容とを録して、都市道路に關係する士の研究材料を提供したのである。

現在の道路が近時發達した高速度重量車輛の使用に耐ふるもの少きが爲に、最小限度の改良を加ふることは最も必要なことである。之に就きては左の各項に亘りて論議せられたのである。

一 歩道車道の區分の普及に關すること。

現行法制の下に於ては、一般道路には歩道車道の區別を必要としないが、街路の幅員四間以上のものに限り之を必要とするのである。道路の交通が錯雜して交通上の危険を醸すのは道路を使用する交通物體の速度の異なるものが同一道路を通行するのと、歩道車道の區別が一般的に普及して居ないが爲に、此區別ある道路に於ても人が車道を通行することを、餘り交通道德に悖るものとするの觀念が行はれて居ないことに基因するのである。歩道車道を區別し、其の區別に従ひて一般公衆が交通することゝなれば、近時問題となつて居る路面電車の救助網撤廢のことも、容易に解決することが出来るのである。故に特

に市街地にありては此の車道歩道の區別を實行して、交通上の、危険を防止するのが必要であるが、沿道住民の營業上の關係よりして之に反對するものが尠くない、是等の苦情は畢竟一身の利益の保持に急にして一般公共の利益を忘れたるものであつて、固より採るべからざる意見であるが、狹隘な道路に迄も歩道車道を區別する必要がないので大都市に於ては先づ九間以上の道路から之を施行することゝしたのである。

二 道路工事の執行に關すること。

道路工事執行の良否は、道路交通の上に影響する事が少なからぬのであつて、交通を完全に爲す爲に執行する道路工事が却つて、交通に障礙を及ぼすこととなつては折角の工事も、意味を爲さないのである、故にその執行方法に就いては多大の注意を拂はなければならぬ、道路管理者が道路工事を執行するに先ちて、逓信省とか、會社とか道路の占用に伴ひ爲すべき道路工事を執行し、その次に道路管理者が工事を執行すると云ふが如き緩慢な工事の執行方法では、永く道路工事の爲交通を禁止制限せなければならぬ

遺憾があるのみならず、又之が爲沿道の商家は營業上に少なからぬ損失を受くる場合が多いので、工事執行期間は成るべく之を短縮することを要するのである、故に占用の爲にする道路工事も、共に道路管理者に於て之を執行することとせば、その弊害は除却せらるゝのであるが、此の方法に依るときは道路を占用する物件の異なることに特別の技術を要し、之に適應したる技術者を必要とするから到底道路管理者に於て統轄して之を執行することは、事實困難であるから特別の技術を要しないものに限りに成るべく道路管理者に於て之を執行することとなつたのである、然らば特別の技術を要するものに在りては、道路工事と同時に施行せば如何との議論もあつたが、工事の種類に依り工事の工程に遲速が生ずると、請負人を異にするに依り、種々の困難を生ずるのである、故に同一道路上に二種以上の道路掘鑿工事を同時に施行する場合に在りては、各起業者は工事施行期日及其の作業區域等に關し相互の協定を遂げ之を執行せしむることとなつたのである。而して是が協定に便ならしむるが爲、道路管理現者に於て主權

者となり、道路交通を主管する警察官署及道路の占用を爲す關係官署又は會社との協議會を開き協定事項を協議することになつたのである。

工事の執行に關しては内務省の通達(大正十一年七月廿六日發土第八七號)したる方法に依り必ず着手竣工の期間を嚴守せしむるは勿論其の期間と、起業者名、及請負者名を工事の現場に榜示せしめ、事業の執行が粗雑に亙ることなきや否や、事業の進捗が許可又は承認を受けたる通りに行はれてあるや否やを、單に道路管理者の監督に委ねることを爲さずして、亦能く公衆をして其の工事を監督せしむるの方法を、勵行することにしたのである。又晝間交通頻繁なる箇所を於ける、道路工事は成るべく夜間に於て之を執行することを獎勵することとしたのである。此の如く道路管理者の執行する道路工事と、占用に依る道路工事と相關聯して事業の執行を錯雜ならしむるの外、占用者間相互に於ても工事の執行に相關聯する場合を生じ、爲に著しく道路の效用を減殺せしむることの少なからぬのは、畢竟從來の道路占用の方法がその占用を必要とする度毎に、各起業者が相獨立して其の工事を

行つた結果である、今後に於ける道路の占用の許可又は承認に就ては特に此點に關し、注意する所がなければならぬ、されば將來に於ける地下埋設物の處置は、宜しく道路管理者が道路の地下に共同溝を施設して、各起業者に之を使用せしめ、以つて使用料を徴收し、之に依つて共同溝新設に要したる元資金を償還する方法を講ずることとするか、又は占用者の共同の費用を以て、道路管理者に於て之を施設するかの、根本問題を決定すべきである、而して是等の方法を即時に實行するに困難であれば、少くとも新市街等に於ける道路新設の場合に於ては、出来るだけその方針に準據して其の實行に一步を進むることゝ爲すべきである。

三 街路並木の保存に關すること。

並木が道路の附屬物として、其効用を發揮しつゝあるは固より言を俟たざる所であるが、就中都市の道路にありては並木が獨り道路の保持其の他に効用あるのみならず、市民衛生の見地よりして、更にその必要を感ずるのである、故に並木本來の性質よりするときは、道路の附屬物として、道路管理者に於て、

とは勿論であるが、之も亦道路の幅員と、交通の狀態とに依りて慎重に攻究を要する問題である。若し之を施設したるが爲め、却つて交通上の障礙となる場合ありとせば、寧ろ之を施設しないに如かないのである、安全地帯を施設すべき道路の幅員如何と云ふことに關して、相當論議を盡したのであるが、東京市に於ては尠くとも、路幅十間以下の道路に之を施設することは、道路交通の障害となると云ふ説が多かつた。交通の狀態に依り、幅員十間以下の道路に之を施設する必要ある場合に於ては、安全地帯の高さを路面と同一にするを可とすとの議も出でた。而して此の議に對しては、事實上車輛の交通することを得べき路面を法令上交通すべからずと謂ふは、實際に於ける危険防止の目的を達し得べきものではないから、安全地帯は路面より相當高さものを、必要とするのであるとの反對論もあつた。又道路交通の狀況によりては、晝間のみの安全地帯を設けることを必要とする場合があるとの論もあつたが、結局に於ては立體の安全地帯を如何なる方法に依り、施設すべきやが問題となつたのである。而して此の施

之が維持保存を爲すべきが當然であるけれども、東京市の如きは、之を公園課の管掌に屬せしめて居る關係から、並木に關する施設と、道路に關する施設とが歩調を一にせざる現況を呈する場合が尠くない。

公園課の見地よりするときは、道路に並木を植栽するに急にして、其の植栽すべく道路の幅員を考慮しない場合があるので、往々並木あるが爲、歩道に於ける交通に支障を來す場合が少くないのである、固より衛生上の見地よりして、並木の必要ありとするも、既に道路法が之を道路の附屬物として、その施設を道路管理者の權限に屬せしめ、之に要する費用は之を道路に關する費用と爲して居る以上は、之を道路管理者の施設經營に移し、其の費用は土木費を以て之を支辨することに更むると共に、幅員の狭き道路に存する並木は適當の時期に於て、之を他の幅員廣き道路に移植し、其の整理を行ふこととしたのである。

四 安全地帯の施設に關すること。

高速度車輛の増加に伴ふ、交通上の危害を防止するが爲め、安全地帯の施設を奨励する事の緊要なるに設に就いては、尙内務省に於て篤と研究して一般的標準を定め、之を通知することにしたのである。

現在各都市に於て、施設する安全地帯は、路面電車の停留場に設置するものが多きを占めて居つて、之を軌道の側より觀るときは、軌道乗客の昇降の利便に供せられて居るが故に、軌道經營者に於て之を施設せざるべからざるもの如くにも見え、又此を道路の側より觀るときは、道路交通の安全を期するが爲に、施設せられるものなるが故に、道路管理者に於て之を施設すべきものゝ如くにも認められ、其の歸結の如何は、直ちに安全地帯施設の爲めに、要する費用負擔の問題を惹起するを以て、相當重大な問題であるが、既に街路構造令に於て、安全地帯の施設を道路管理者の義務とし、現に東京市が道路局に於て、其の施設の費用を道路費から支辨して居るが如くに、之は道路管理者が自己の費用に於て施設すべきものであると、決定したのである。

五 道路占用の取締に關すること。

道路の占用は道路本來の目的に反する特別使用なるが故に、道路管理者は道路の交通を妨げざる限度に

於て、之を許可承認することを要するのである、然るにその占用が往々にして道路交通の障礙となる場合があつて、その甚しきに至つては、占用物件設置の爲に道路を築造したるの觀を呈して居る場合も少くない、此の如きことは一般に行はるゝに於ては、如何に巨額の費用を投じて道路を擴張するも、全く占用の爲に之を擴張すると同様であつて、道路交通上何等の效果を見ることを得ないのである、是等は道路の占用の許可又は承認を爲す場合に方りて、占用箇所附近に於ける四圍の事情を、考慮せないことに基因することも少くないが、又占用者に於て許可又は承認の範圍を超え、若は占用の條件を遵守せないことに、基因する場合もあるのである。然るに現在東京市に於ては、道路監督機關が不充分なるが爲め、占用の許可承認後は何等監視を爲さざるを以て、往々にして此の如き缺陷を生ずるに至るのであるから、此際速かに適當の監視人を設置して、無斷占用を取締ると共に、既許可のものをも監視する方法を講ずることとし、成るべく早く之を實行することにしたのである。

くないのである。即ち電柱の各所に俗悪なる色彩を以て爲されつゝある廣告の如きは之である。而して街路上に此の種の廣告を禁止することも、亦相當考慮を要することであるから、寧ろ道路の交通上に支障なくして、而も人の集合する箇所を選択して、此處に廣告塔を建設し、市に於て各人の要求に應じ相當な條件の下に手數料を徴收して、廣告を爲さしむること、せば、之に依る道路の美觀を損する廣告は自然に其の數を減少するのであるとの意見も出たが、既に東京市に於ては此に關する計畫を樹てたと云ふことであるから、出來得べくんば次號に之を披露することにした。

八 自動車及荷車の置場に關すること。

空地に乏しき、都市内では日々使用する各種車輛の置場に困難を感ずるのであるが、日本橋通の商店が日常使用する車輛を、帝都の而も幹線道路に放置して、歩道でも車道でも頓着なしに、車輛の置場とするが爲、一般交通の上に著しき困難を醸しつゝある事例は、日本橋や銀座通りを通行する者の何人も心付く處であらう、殊に客の來集を目的とするデパー

六 家屋建築の爲にする占用に關すること。

家屋建築の際、板圍を設くるが爲道路を占用するに於ては道路管理者の許可承認を必要とするの外、道路警察官廳の了解を得ることを、必要とするのであるが、此手續を缺く場合があるので、道路管理者が占用を許可するが、警察官署が之を許可しない場合を生ずると、同時に亦警察官署が之を許可するが、道路管理者が之を許可しない場合をも生ずるのである。處分の統一を缺くことが少なくないのである。されば是等は成るべく、道路管理者に於て警察官署と協議して、處分することとすべきである。又市街地建築物法の適用ある市内に於ては、道路の占用の認可承認と、市街地建築物法による許可とが歩調を一にしないこともあるから、是等の場合に於ては市街地建築物法に依る許可を爲した後に於て道路の占用を許可することに協定したのである。

七 道路を占用する廣告塔に關すること。

街路構造令等が相當都市の美觀を考慮して、其建築造方法を定めて居るにも拘はらず、道路を占用する廣告物にして、著しく都市の美觀を損するものが少

トメントストアや、劇場等が自己の建築物は宏壯に建築するのであるが、客の乗用する車輛の置場に就ては少しも考慮して居ないが爲め、その車輛が道路の各側に連續して停車し、一般交通に迷惑をかくることが多く、會社に通勤する者の乗用する車になると、一日中その會社の前面に停車して、殆んど常時に道路を占用するものがある、是等は道路交通上障礙となること大なるが故に、來客の多數を目的とする宏壯の建造物の管理者に對しては、車輛置場の施設を命ずることとした、又自家用車輛の所有者に對しては、各自之に車輛置場を設置せしむるか、又は一步進んで市が一定の箇所に車輛置場を設置し使用料を徴收して之を使用せしむること、すべしとの、意見もあつたが是等は何れも後日の研究問題として何等の決定を見なかつたのである。(未完)

萬人の公徳は

一人の左行より始る